

桶川市立小・中学校における働き方改革基本方針

令和8年4月1日～令和11年3月31日

令和8年4月改定

桶川市教育委員会

目 次

I 改定の趣旨及び本市の現状

- 1 改定の趣旨
- 2 国・県・市の動向
- 3 本市の現状
- 4 「桶川市立小・中学校における働き方改革基本方針」
(令和6年4月1日～令和8年3月31日)の評価・検証

II 学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方

- 1 目的
- 2 目指す教職員の働き方
- 3 時間外在校等時間に関する目標【指標】
- 4 ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標【指標】

III 目標達成に向けた四つの視点

IV その他

I 改定の趣旨及び本市の現状

1 改定の趣旨

近年、教職員の長時間勤務が常態化し、教職の魅力低下や児童生徒と向き合う時間の不足が懸念されるなど、質の高い学校教育の持続可能性が大きな課題となっています。

こうした状況に対し、国では「公立学校の教職員の勤務時間の上限に関するガイドライン」を定めるとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（給特法）の改正を行いました。

また、県においては、「学校における働き方改革基本方針（令和元年9月策定、令和4年4月改定、令和7年4月改定）」が公表され、子供たちのための働き方改革であることを明確にするるとともに、「時間外在校等時間」に加え「ウェルビーイング」についての目標が示されました。

本市においても県の方針を受け、この度「**桶川市立小・中学校における働き方改革基本方針（以下「基本方針」という）**」を改定しましたが、改定の最も重要な目的は、教職員の勤務環境を抜本的に改善し、長時間勤務を是正することにあります。その上で、教職員が心身ともに健康を保ち、「働きがい」を感じながら、より質の高い教育活動に専念できる環境を確立し、ウェルビーイングの実現を目指すことです。

そのため、本改定では、以下の3点を基本的な考え方として働き方改革をより一層推進します。

- 時間外在校等時間について、国のガイドラインに基づき、「原則月45時間、年360時間以内」とする目標達成を教職員・管理職・教育委員会が一丸となって取り組むとともに、この目標達成に向けた具体的な業務削減策と、時間管理について明確化します。
- 改正された給特法に基づき義務付けられた「業務量管理・健康確保措置」に関する具体的な計画（実施計画）を示し、教職員の客観的な勤務時間把握と、面接指導などの健康確保措置を実施します。
- 教職員が担うべき業務と、外部人材や地域、保護者が担うべき業務を「3分類」に基づき明確に区分し、学校外への業務移管やスクール・サポート・スタッフなどの外部人材の活用を加速させます。

基本方針を改定することにより、学校における働き方改革をより一層推進することで、教職員が教育の本質的な業務に専念できる環境を整備し、「未来を担う子供たちへのより良い教育の実現」に繋げてまいります。

2 国・県・市の動向

	国	埼玉県	桶川市
平成 30年	働き方改革関連法の成立 (平成31年4月1日施行)		
平成31年 令和元年	公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを制定	「学校における働き方改革基本方針」の策定(第1期)	
令和 3年			「桶川市立小・中学校における働き方改革基本方針」を策定
令和 4年		「学校における働き方改革基本方針」の策定(第2期)	
令和 6年	「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」を踏まえた取組の徹底等について(通知)」		「桶川市立小・中学校における働き方改革基本方針」を改定
令和 7年	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」により「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が義務化	「学校における働き方改革基本方針」の策定(第3期)	
令和 8年			「桶川市立小・中学校における働き方改革基本方針」の改定及び「業務量管理・健康確保措置実施計画」の追加

*国より「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年7月6日公布)」が公布され、時間外勤務時間が月45時間以内、年360時間以内として示されました。大企業は平成31年4月より、中小企業は令和2年4月より施行となっています。また、一部職種については、施行までの期間が設けられています。

3 本市の現状

(1) 時間外在校等時間の状況

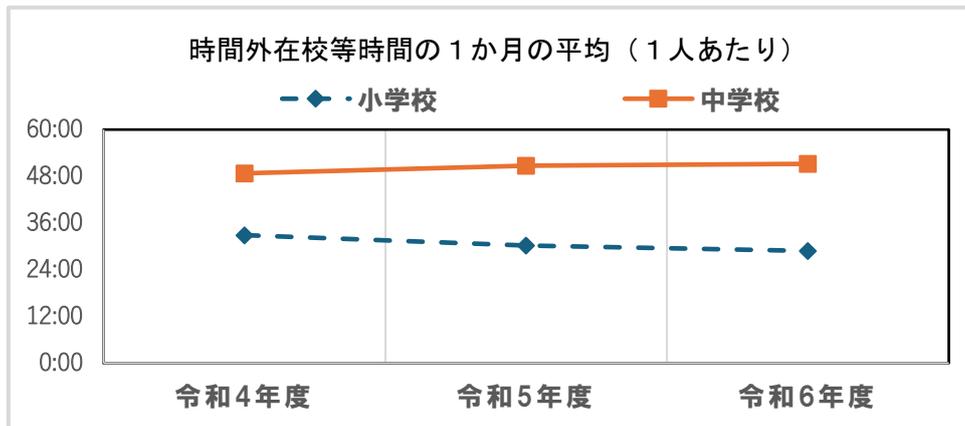
令和6年6月に県が実施した働き方改革に関する実態調査結果によると、時間外在校等時間が長い職種は教諭であり、その要因は授業準備、書類作成等、成績処理、学年・学級経営、生徒指導、会議・打合せとなっています。

本市では、令和3年4月に「基本方針」を策定、令和6年4月に改定し、所管に属する学校の教職員の在校等時間の管理及び時間外在校等時間の縮減に取り組んできました。直近3年間での本市における教職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりでした。

* 「出退勤時刻及び休日勤務状況一覧表」および「教職員の勤務状況調査」より

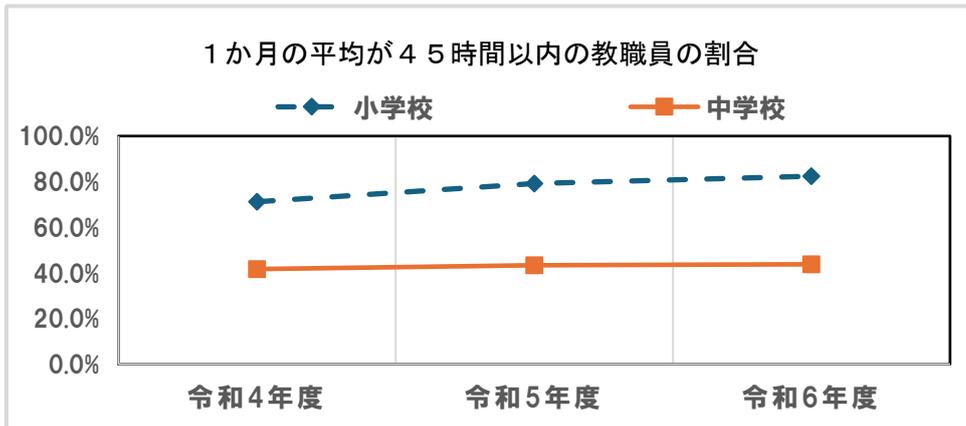
◇時間外在校等時間の1か月の平均（1人あたり）

年度	小学校	中学校
令和4年度	32時間53分	48時間46分
令和5年度	30時間12分	50時間45分
令和6年度	28時間50分	51時間12分



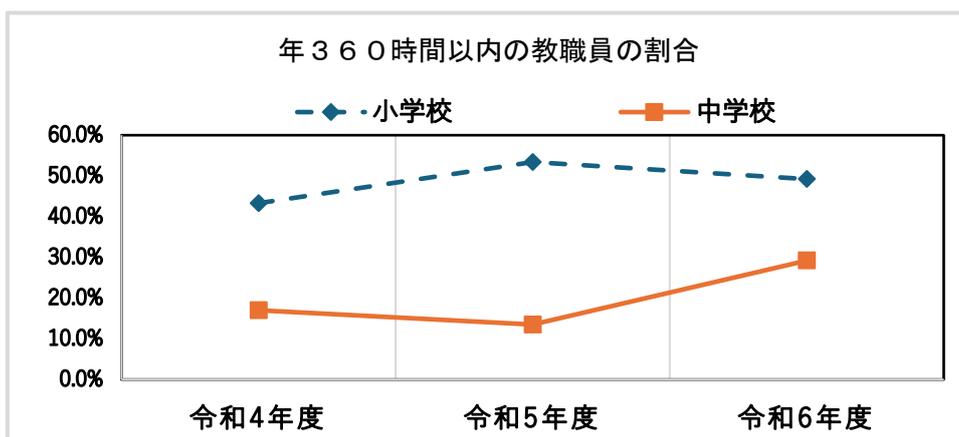
◇ 1か月の平均が45時間以内の教職員の割合

年度	小学校	中学校
令和4年度	71.2%	41.7%
令和5年度	79.2%	43.4%
令和6年度	82.4%	43.8%



◇年360時間以内の教職員の割合

年度	小学校	中学校
令和4年度	43.3%	17.0%
令和5年度	53.4%	13.5%
令和6年度	49.2%	29.2%



- ア 時間外在校等時間の1か月の平均：小学校は減少傾向、中学校は横ばい
- イ 月45時間以内の教職員の割合：小学校は増加傾向、中学校は横ばい
- ウ 年360時間以内の教職員の割合：小学校は横ばい、中学校は大幅増加

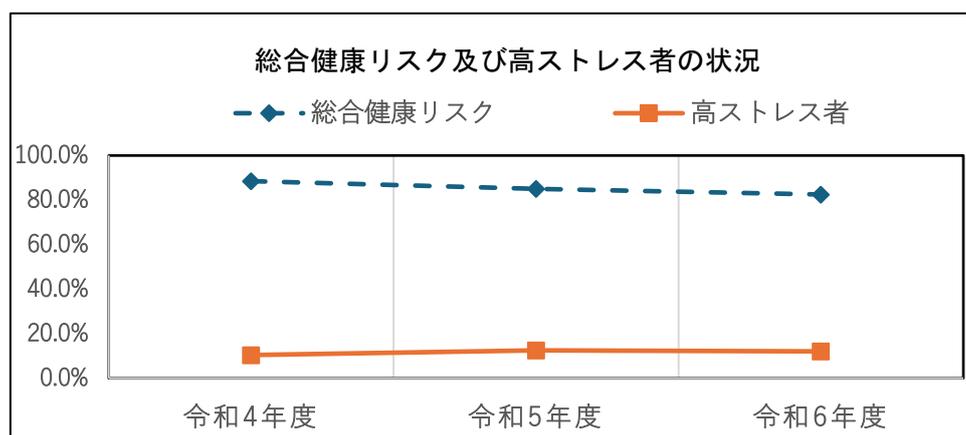
(2) ワーク・ライフ・バランスの状況

総合健康リスクは年々減少しており、働き方改革による業務改善が一定の成果を挙げたものと考えられますが、引き続き業務改善に取り組み、ワーク・ライフ・バランスを実現できる働きやすい職場環境にしていく必要があります。

本市では、令和4年度より、全教職員（県費負担用職員を対象に）ストレスチェックを実施しています。令和4年度から6年度の結果は以下のとおりでした。

◇年360時間以内の教職員の割合

年度	総合健康リスク	高ストレス者
令和4年度	88.5%	10.4%
令和5年度	85.0%	12.5%
令和6年度	82.5%	12.1%



*総合リスク：全国平均を100とした場合の、当該項目のストレス度合いを百分率で表した数値で、高いほどストレスが高い。

*高ストレス者：ストレスチェックを実施した市内の教職員のうち、高いストレス者となった人数の割合

教職員の長時間労働は、教職員自身の健康被害や教育の質の低下、教員志望者の減少など、様々な問題につながります。現状として、教職員の業務は多岐にわたり量も膨大です。

そのため、病休・休職者の増加、臨時的任用教職員の不足、教職員のプライベート時間の確保などの問題が起きています。

教職員の心身の健康保持の実現と教職員が誇りとやりがいをもって職務に従事できること、そして子供たちの幸せを実現するために、長時間労働を減らす環境づくりが必要です。

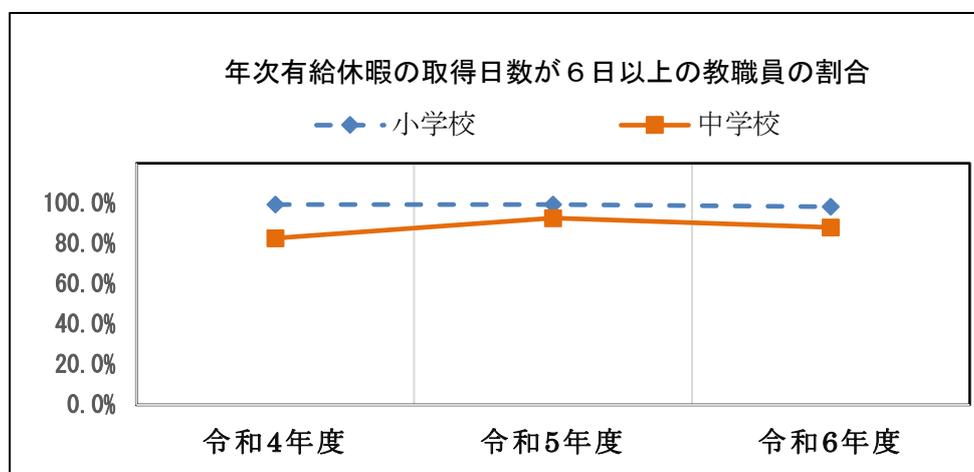
(3) 年次有給休暇の取得状況

事業所には、年10日以上の子次有給休暇が付与される労働者に対して年5日以上の子次休暇取得を取得させることが義務付けられています。(労基法第39条)
 年次有給休暇が取得しやすい環境づくりや多様な働き方を実現するためには、個人だけではなく、職場全体による取組が不可欠です。

本市の教職員の年次有給休暇取得状況について、令和4年度から6年度の状況を調査したところ、取得日数が6日以上の教職員と全体に対する割合は以下のとおりでした。

◇年次有給休暇の取得日数が6日以上の教職員の割合

年度	小学校		中学校	
	6日以上取得の教職員数	全体に対する割合	6日以上取得の教職員数	全体に対する割合
令和4年度	189人	99.5%	82人	82.8%
令和5年度	187人	99.5%	103人	92.8%
令和6年度	190人	98.4%	96人	88.1%



年次有給休暇取得促進のために、職場全体で年次有給休暇を取りやすくするためには、仕組みとして取得しやすくする(制度面)、日常業務で取得しやすくする工夫(運用面)、心理的に取りやすい文化をつくる(職場風土)などの工夫が考えられます。

例えば、計画年休制度の導入、時間単位・半日単位の年休促進、取得状況・残日数の「見える化」により取得促進が期待できると考えます。

4 「桶川市立小・中学校における働き方改革基本方針」 (令和6年4月1日～令和8年3月31日)の評価・検証

各学校が、前基本方針に基づいて働き方改革に取り組んだことで、一定の成果が見られるものの、時間外在校等時間月45時間以内、年間360時間以内などの目標達成には至っていません。

桶川市負担軽減小委員会（各校の主幹教諭や教務主任で構成）において「一定の成果や改善が見られる」「課題が大きい」とされた項目は以下のようになります。

(1) 一定の成果や改善が見られる

- ア 電話受付終了時刻の設定
- イ 「休暇案内」や「育児・介護の支援ガイドブック」等の制度の周知と利用しやすい職場環境づくり
- ウ 統合型校務支援システムによる諸表簿の電子化
- エ 押印廃止に伴う、紙で保管している公簿等の電子化
- オ 会議や研修の回数減やオンラインでの実施、会議資料の電子化
- カ 授業準備の補助等を行う教育指導補助員の配置
- キ 長期休業中の学校閉庁日の設定
- ク 電話受付終了時刻や学校閉庁日の周知等、保護者や地域住民への理解促進

(2) 課題が大きい

- ア 学校におけるICT活用による業務の効率化
- イ 育委員会からの学校へ依頼する業務の削減や文書の削減
- ウ 教育指導補助員の増員
- エ 一人一台端末の活用や児童生徒の学びへの対応

桶川市負担軽減小委員会では、喫緊の課題として、校務支援システムの運用や改善等にかかる意見が多く出ており、校務支援システムの今後の活用について検討していく必要があります。

Ⅱ 学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方

1 目的

働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する

2 目指す教職員の働き方

「県内一働きやすい」「桶川の先生になりたい」と言われる桶川市を目指す

- (1) 校務DXを踏まえた「効果的・効率的な業務」の推進
- (2) 仕事と子育ての両立など教職員のニーズに応える「多様なワークライフスタイル」の実現
- (3) 効率化や多様化による「未来の自分への投資時間」の確保

3 時間外在校等時間に関する目標【指標】

【指標1】	1か月間の時間外在校等時間45時間以内の割合を、令和8年度末に100%、令和9年度以降100%を維持する。
【指標2】	1年間の時間外在校等時間360時間以内の割合を、令和8年度末に100%、令和9年度以降100%を維持する。

4 ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標【指標】

【指標3】	年間の年次有給休暇の取得日数が6日以上の教職員を、令和10年度までに100%にする。
【指標4】	ストレスチェックにおける健康リスクの値を、令和10年度までに75%以下にする。
【指標5】	ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を、令和10年度までに6%以下にする。

Ⅲ 目標達成に向けた四つの視点

教職員の教諭等の業務内容は学習指導、生徒指導、進路指導、給食・清掃指導、部活動指導、学年・学級経営、調査・統計、学校運営業務、会計業務、事務業務全般等、多岐にわたります。これらの中には、業務範囲が曖昧なものや、教職員が担う必要のない業務も含まれています。

本市が目的とする「子供たちへのよりよい教育を実現する」ことや目指す教職員の働き方である「県内一働きやすい」「桶川の先生になりたい」と言われる桶川市にするためには、文科省が示した「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた働き方改革を進める必要があります。また、以下に示した「四つの視点」も目標達成には必要になってきます。

加えて、職場の心理的安全性や良好な労働環境、保護者や地域との信頼関係づくり、教職員も子供も身体的、精神的、社会的に満たされた「ウェルビーイング」の実現も働き方改革を進めるうえでとても大切です。

<< 目標達成に向け四つの視点 >>

- 1 教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現
- 2 教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立
- 3 教職員の健康を意識した働き方の推進
- 4 保護者や地域の理解と連携の促進

Ⅳ その他

- 1 業務量管理・健康確保措置実施計画については、別添にて示し、進捗状況に応じて見直していきます。
- 2 桶川市教育委員会は、毎年、基本方針に示した【指標】及び別添「業務量管理・健康確保措置実施計画」に示した《重点項目》と【指標】の達成状況を確認し、効果検証及び評価・改善を行います。
- 3 各学校は、学校運営の基本的な方針（学校経営方針等）に働き方改革推進、業務量管理・健康確保措置に関する内容を盛り込み、学校運営協議会で示し、理解と協力を得ながら取り組みます。

改定履歴

	日付	策定・改定理由及び主な改定箇所
策定	令和3年4月	<p>策定理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年9月埼玉県「学校における働き方改革基本方針」策定を受け、本市においても「基本方針」を策定
改定	令和6年4月	<p>改定理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前「基本方針」の期間終了に伴う改定 <p>主な改定箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方」 ・「目標達成に向けた四つの視点と主な取組」 ・「基本方針のフォローアップ」
改定	令和8年4月	<p>改定理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前「基本方針」の期間終了に伴う改定 ・公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う改定 <p>主な改定箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務量管理・健康確保措置実施計画の追加

別添

業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

桶川市教育委員会

目 次

I 計画の期間

II 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 1 「3分類」を踏まえた業務の見直し
- 2 学校における措置の推進
- 3 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

III 今後のフォローアップ

I 計画の期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日とする（令和8～10年度）

II 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

令和7年9月26日付（7文科初第1404号）で文科省より通知のあった「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の制定等について（通知）」において、今日の学校や教師を取り巻く状況、教師の負担・働きがいの観点を踏まえて【学校と教師の業務の3分類】（以下「3分類」とする）について示されました。

【学校と教師の業務の3分類】

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
<p>① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</p> <p>② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）</p> <p>④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</p> <p>⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</p> <p>※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築</p>	<p>⑥ 調査・統計等への回答</p> <p>⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理</p> <p>⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理</p> <p>⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理</p> <p>⑩ 校舎の開錠・施錠</p> <p>⑪ 児童生徒の休み時間における安全への配慮</p> <p>⑫ 校内清掃</p> <p>⑬ 部活動</p>	<p>⑭ 給食の時間における対応</p> <p>⑮ 授業準備</p> <p>⑯ 学習評価や成績処理</p> <p>⑰ 学校行事の準備・運営</p> <p>⑱ 進路指導の準備</p> <p>⑲ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応</p> <p>※専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画</p>

1 「3分類」を踏まえた業務の見直し

本市では3分類を踏まえ、「教育委員会主体で実施すること」と「学校以外が担うようにするために、学校が行うこと」について、以下の内容に取り組みます。

また、《重点項目》及び【指標】の達成状況を確認し、効果検証及び評価・改善を行います。

3分類 学校以外が担うべき業務 に関する取組

《重点項目》	保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 (3分類⑤)
【指標】	相談に対する解消率100%

取組 1

登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 (3分類①)

(1) 教育委員会が主体で実施

ア 桶川市コミュニティ・スクール連絡協議会にて事例の提示や共有を行う。

(2) 学校以外が担うようにするために、学校が行うこと

ア 各地域の実情を踏まえ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進する。

イ 学校運営協議会は、保護者・地域住民への協力依頼を行うとともに、スクールガードリーダーなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

取組 2

学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） (3分類③)

(1) 教育委員会が主体で実施

ア 給食費公会計化を継続する。

(2) 学校以外が担うようにするために、学校が行うこと

ア 教材や物品の購入において、業者が学校で出張販売できるものは業者に依頼し、保護者が販売店で直接購入できるものは保護者に依頼する。

イ 学校が発注や集金して購入する機会を減らし、会計業務の負担を減らす。

取組 3**保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 (3分類⑤) 《重点項目》【指標】****(1) 教育委員会が主体で実施**

- ア 市の法律相談を活用し、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備し、苦情等に対応できる体制を構築する。
- イ 学校現場における複雑化、多様化している課題を解決するために、学校教育指導員を教育委員会に継続配置して、学校を支援できる体制を維持する。
- ウ 教職員事故防止、指導力・資質向上に係る教職員研修を実施したり、学校運営上の課題解決に向けた管理職への指導助言等を行う。
- エ 学校、教職員を守るために、カスタマーハラスメントの予防・対応に関する取組を実施できるようにする。

(2) 学校以外が担うようにするために、学校が行うこと

- ア 校内研修を行い、学校としての対応力を強化する。
- イ 日頃から、保護者や地域との良好な関係づくりをする。

3分類 教師以外が積極的に参画すべき業務 に関する取組

《重点項目》	部活動 (3分類⑬)
【指標】	令和13年度までに、原則、週休日の全ての部活動の地域展開を実現する。

取組 1**調査・統計等への回答****(3分類⑥)****(1) 教育委員会が主体で実施**

- ア 校務支援システムの機能等を活用することによって、調査の回答に係る学校の事務負担を軽減する。
- イ 調査・統計等への対応のため、事務の共同実施を活用して学校事務体制を一層強化・充実させる。
- ウ 出勤簿や出席簿等、校務支援システムで作成する諸表簿の仕様を見直し、令和9年度より新たな校務支援システムでの運用を実現し、保管・管理がしやすく、さらに調査・回答がしやすい環境を整備する。

(2) 学校以外が担うようにするために、学校が行うこと

- ア 調査・統計等に関する業務が分掌主任等一人の職員に偏らない体制にする。
- イ 毎年実施される調査・統計等は確実に引き継ぎ、実施時期等に見通しが持てるようにする。

取組 2

学校プールや体育館等の施設・設備の管理

(3分類⑨)

(1) 教育委員会が主体で実施

- ア 民間業者に水泳授業を全校委託し、学校プール施設・設備や水泳授業に係る日常的な管理業務をなくす。

(2) 学校以外が担うようにするために、学校が行うこと

- イ 水泳授業の民間業者への委託を踏まえた教育課程を編成する。同様に、教育指導計画、評価規準・基準を作成する。

取組 3

部活動

(3分類⑬)《重点項目》【指標】

(1) 教育委員会が主体で実施

- ア 部活動地域展開に関する課題や問題を一つ一つ解決していき、取組を前進させる。
- イ 生徒のニーズに応じた活動、多種多様な活動に参加できる環境が整備された地域展開の実現に取り組む。
- ウ 学校部活動指導員の配置拡充等を進める。

(2) 学校以外が担うようにするために、学校が行うこと

- ア 学校部活動方針に沿った活動を徹底する。
- イ 設置する部活動数について、学校運営協議会やPTA代表、生徒代表などと意見交換をするなどし、検討していく。
- ウ 2人顧問制をできる限り維持するなど、教職員の負担を軽減する。

3分類 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務 に関する取組

《重点項目》	学校行事の準備・運営 (3分類⑰)
【指標】	学校行事の準備・運営に際し、できるだけ多くの保護者や地域の方々に参加してもらう (定性目標)

取組 1

授業準備及び学習評価や成績処理

(3分類⑮⑯)

(1) 教育委員会が主体で実施

- ア 桶川市会計年度任用職員の雇用を確保する。
- イ 自動採点システムの導入等環境整備を行う。

(2) 学校以外が担うようにするために、学校が行うこと

- ア 校務支援システムの機能や自動採点システム等を効果的に活用する。
- イ 日課表の見直しや行事の精選を進め、事務業務時間を増やす。
- ウ 学習指導案や学習資料を学校内で共有・蓄積する。

取組 2

学校行事の準備・運営

(3分類⑰)《重点項目》【指標】

(1) 教育委員会が主体で実施

- ア 各学校の学校運営協議会が、学校・子ども・保護者・地域のために実効性のある取組や活動を実践できるように、コミュニティ・スクール連絡協議会を充実させて支援する。
- イ 各学校の学校運営協議会で参考となる資料、先進的な取組や実効性のある取組を行っている自治体や学校の事例、国や県の動向から最新の情報等を収集して各学校へ情報提供する。

(2) 学校以外が担うようにするために、学校が行うこと

- ア 学校教育活動への外部人材の活用について、学校運営協議会、PTAや保護者のボランティア組織の集まりなどで議題として取り上げ、実現可能なものから着手する。
- イ 学校応援団活動を継続するとともに新規団員を確保していく。
- ウ 保護者が来校する機会を増やしたり、日頃から積極的に学校の情報を発信したりして、保護者や地域の方々の学校教育活動へ関心を高める。

(1) 教育委員会が主体で実施

- ア 課題の早期発見・早期解決に向け、生徒指導・教育相談に係る教員を中学校の全校に配置する。
- イ さわやか相談員、スマイル相談員、学習支援室専任職員の配置を継続する。
- ウ 生徒指導や教育相談、保護者支援の在り方等に関する教職員研修を実施する。

(2) 学校以外が担うようにするために、学校が行うこと

- ア 機能的な校内生徒指導体制及び教育相談体制を構築し、個に応じた指導・支援を行う。
- イ 学習支援室や相談室を児童生徒にとって安心できる居場所にするとともに、担当職員と担任や学年職員が日頃から連携して対応できるようにする。
- ウ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを積極的に活用する。
- エ 市教育センターや適応指導教室、桶川市関係課や児童相談所などとの関係を構築し、日頃から連携して対応できるようにする。

2 学校における措置の推進

教職員の長時間労働や業務負担を改善し、教育の質を確保するために、学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図ります。

- (1) 令和9年度より新たな校務支援システムの運用を実現し、出席簿や学校日誌、指導要録等の諸表簿だけでなく、出勤簿の管理、休暇の申請等も電子化を進め、業務の効率化を図ることで教職員業務の負担軽減につなげる。
- (2) 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう改善する。
- (3) 清掃時間や頻度、放課後に行う児童生徒会活動や部活動などについて、回数や設定時間を見直したり、当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない行事や活動を取りやめたりして、教師の本来業務である学習指導、生徒指導、学級経営に関する業務時間を確保する。

3 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員が心身ともに健康であるからこそ、子供にとってよりよい教育や指導ができます。

教職員が心身ともに健康であるからこそ、教職員も子供も身体的、精神的、社会的に満たされた状態（ウェルビーイング）で学校教育を行うことができます。

教職員が心身ともに健康を保ち、「働きがい」を感じながら、より質の高い教育活動に専念できる環境を確立するために、以下の内容に取り組みます。

- (1) 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるように、学校は取得しやすい環境を構築し取得を促進する。
- (2) 長期休業等の期間中に6日間の一斉閉庁期間の設定を今後も継続して行う。
- (3) ストレスチェックの集団分析結果を活用して職場環境の改善を推進する。
- (4) 時間外在校等時間が月80時間を超えた教職員に対して、管理職による面談を実施して健康状態や業務内容等を確認し、必要に応じて医師による面接指導を実施する。
- (5) 「休暇案内」や「育児・介護の支援ガイドブック」等を活用して、休暇制度を周知し、制度を利用しやすい職場環境づくりを進める。
- (6) 令和8年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進する。
- (7) 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
* 1日の勤務終了後、翌日の出勤までの間に一定時間以上の休息时间（インターバル）を設けることで、働く人の生活時間や睡眠時間を確保するもの。

Ⅲ 今後のフォローアップ

「桶川市立小・中学校における働き方改革基本方針」及び「業務量管理・健康確保措置実施計画」は、働き方改革を一層推進することで、教職員が教育の本質的な業務に専念できる環境を整備し、「未来を担う子供たちへのより良い教育の実現」に繋げることを目的としています。

桶川市教育委員会は、基本方針と実施計画で示されている内容が、目指す教職員の働き方や各視点、重点項目達成に資するものになっているか、教職員や子供たちのために有用であるかなどについて検証します。そして、以下の内容の視点等をもって、必要に応じて改善のためのフォローアップをします。

- (1) 教職員の在校等時間の状況を把握して、取組が着実に推進されているか確認する。
- (2) 毎年度、桶川市のHPで実施計画の進捗状況を公表するとともに、桶川市総合教育会議において報告する。
- (3) 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保にあたっては、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- (4) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システム及び県が行う勤務状況調査等で把握する。
- (5) 教職員の健康状態について、ストレスチェックの結果から把握し、必要に応じ支援を講じる。
- (6) 各学校の状況を確認、実施計画の内容に照らして課題が見られる場合は、当該校への聞き取りや支援・指導等を実施する。
- (7) 時間外在校等時間が長時間となっている教職員や業務の持ち帰りのある教職員が見られる場合は、速やかに状況が改善されることを目指し、個別の支援・指導を実施する。
- (8) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ基本方針及び実施計画を周知する。
- (9) 管理職向けにマネジメント等に関する研修の充実や支援の強化に取り組む。
- (10) スクラップ&ビルドの発想のもと、市内の学校に関わる行事や学校外からの依頼について見直しを図る。
- (11) 教頭や主幹教諭をサポートする教頭マネジメント支援員や加配教員を全校に配置できるように、県へ要望していく。
- (12) 校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、基本方針及び実施計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。